

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～貨物自動車荷台のシート掛け作業において保護帽を着用させていなかった疑い～

津島労働基準監督署（署長 浅井文彦）は、令和7年3月11日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

光設備工業有限公司ほか1名

（所在地：愛知県海部郡大治町大字鎌須賀 事業内容：設備工事業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第151条の74第1項第2号（保護帽の着用）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 労働災害の概要

令和6年11月11日、光設備工業有限公司にて、被疑者の雇用する労働者が、貨物自動車の荷台へのシート掛けの作業中に貨物自動車の荷台から墜落し、左急性硬膜外血腫、側頭骨骨折、外傷性クモ膜下出血の重症を負う労働災害が発生したものの。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、最大積載量が2トン以上5トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できる貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）を行う時、墜落による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならないと規定されているが、被疑者は労働災害発生時、貨物自動車の荷台へのシート掛けの作業を行う被疑者の雇用する労働者に、保護帽を着用させていなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

労働安全衛生法

第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者(以下、略)

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第百五十一条の七十四

事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うとき(第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。)は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が五トン以上のもの
- 二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
- 三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの(前号に該当するものを除く。)